

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



(ガイドブックはこちら)

助成金の対象となる「出向」

- **対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。
- **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

【令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例】

独立性が認められない事業主間の出向（※1）も、一定の要件（※2）を満たせば助成対象となります。

（※1）例えば、子会社間（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や代表取締役が同一人物である企業間の出向など

（※2）新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

その他の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認下さい。

対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

助成率・助成額

○ 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業（※1）	中小企業以外（※1）
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

○ 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。（※2）

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（※3）	各5万円/1人当たり（定額）	

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は**支給されません**。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。



独立性が認められない子会社間などの「在籍型出向」も 産業雇用安定助成金の助成対象になります

助成金の概要

「産業雇用安定助成金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う**ものです。

※助成金の詳細については、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



ガイドブックはこちら

新たに助成金の対象となる「出向」

NEW

以下の項目全てを満たした出向が対象となります。

- 資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められない**事業主間で実施される出向
(例) ・子会社間の出向（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合に限り）
 - ・代表取締役が同一人物である企業間の出向
 - ・親会社と子会社間の出向
 - ・「人事、経理、労務管理、労働条件等の決定への関与」や「常時の取引状況」などを総合的に判断し、独立性が認められないと判断される企業間の出向※独立性が認められる事業主間で実施される出向の場合は、通常の助成率・助成額が適用されます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、**通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる**出向
- **令和3年8月1日以降に新たに開始**される出向
※助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。詳細は下記の「申請・お問い合わせ先」をご確認ください。

助成率

NEW

出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

※出向の成立に要する措置を行った場合に助成される「出向初期経費助成」は支給されません。

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターもしくは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

[雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター]

電話番号 0120(60)3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。



お問い合わせ先はこちら

産業雇用安定助成金 出向計画受理状況

(令和3年2月5日(制度創設日)～令和3年11月19日実績) ※速報値

- ▶ 産業雇用安定助成金の出向計画受理件数は、労働者ベースで9,006人。
- ▶ 企業規模別に見ると、中小⇒中小が最多の3,488人(38.7%)、以下、大⇒大2,191人(24.3%)、中小⇒大1,853人(20.6%)、大⇒中小1,360人(15.1%)
- ▶ 業種別に見ると、出向元の最多は運輸業・郵便業(3,639人)、出向先の最多は製造業(1,850人)、出向成立の最多は製造業⇒製造業(1,127人)、異業種への出向割合は64.5%

受理状況

()内は独立性が認められない事業主間で行う出向

計画届受理

出向労働者数	出向元事業所数	出向先事業所数
9,006人(543人)	889所(144所)	1,496所(141所)

業種別

企業規模別

()内は独立性が認められない事業主間で行う出向

出向先	出向元	
	大企業	中小企業
大企業	2,191 (17)	1,853 (28)
中小企業	1,360 (116)	3,488 (382)
官公庁	63	51

出向先	出向元																				(人)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	
A 農業 林業	1	0	0	0	1	0	0	63	1	0	0	2	6	1	0	0	0	0	0	0	75
B 漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
D 建設業	0	0	0	19	6	0	0	33	2	0	0	0	31	64	0	0	0	2	0	0	157
E 製造業	0	0	1	5	1127	0	2	403	81	4	0	10	135	21	2	3	0	56	0	0	1850
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	8	2	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	14
G 情報通信業	0	0	0	1	8	0	51	84	9	0	0	7	10	47	0	0	0	18	0	0	235
H 運輸業・郵便業	0	0	0	0	99	0	4	1063	2	0	2	15	71	24	16	0	0	9	0	0	1305
I 卸売業、小売業	1	0	0	13	57	0	11	292	149	0	3	7	153	388	4	1	0	99	0	0	1178
J 金融業、保険業	0	0	0	0	1	0	0	88	1	0	0	23	2	4	0	0	0	1	0	0	120
K 不動産業、物品賃貸業	0	0	0	4	0	0	5	16	9	0	25	2	183	5	11	0	4	13	0	0	277
L 学術研究、専門・技術サービス業	1	0	0	0	8	0	21	136	8	0	5	18	39	127	4	2	0	28	0	0	397
M 宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	21	0	8	127	23	0	0	2	378	44	0	0	0	7	0	0	610
N 生活関連サービス、娯楽業	1	0	0	0	3	0	1	198	6	0	12	7	20	53	0	5	0	14	0	0	320
O 教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	82	8	0	3	12	3	5	11	1	0	2	0	0	127
P 医療、福祉	0	0	0	0	2	0	4	182	21	0	4	42	38	33	2	25	1	14	0	0	368
Q 複合サービス事業	0	0	0	0	5	0	0	122	1	0	0	0	2	0	0	0	3	13	0	0	146
R サービス業(他に分類されないもの)	0	0	0	0	25	0	8	666	223	2	12	83	152	248	5	0	1	274	0	0	1699
S 公務(他に分類されるものを除く)	0	0	0	0	0	0	0	72	0	0	0	0	7	32	0	0	0	3	0	0	114
T 分類不能の産業	0	0	0	0	4	0	0	2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	9
合計	4	0	1	44	1367	0	115	3639	547	6	67	231	1230	1100	55	37	9	554	0	0	9006

【岐阜労働局】産業雇用安定助成金利用状況（令和3年11月末現在）

1 計画届提出状況

①送 outcomes 種別件数

分類	事業者数（累計）		出向人数（累計）	
	社数	割合	人数	割合
A. 農業、林業	0	0.0%	0	0.0%
B. 漁業	0	0.0%	0	0.0%
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
D. 建設業	0	0.0%	0	0.0%
E. 製造業	13	59.1%	84	79.2%
F. 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	0	0.0%
G. 情報通信業	0	0.0%	0	0.0%
H. 運輸業、郵便業	1	4.5%	2	1.9%
I. 卸売業、小売業	0	0.0%	0	0.0%
J. 金融業、保険業	0	0.0%	0	0.0%
K. 不動産業、物品賃貸業	0	0.0%	0	0.0%
L. 学術研究、専門・技術サービス業	1	4.5%	2	1.9%
M. 宿泊業、飲食サービス業	2	9.1%	9	8.5%
N. 生活関連サービス業、娯楽業	2	9.1%	5	4.7%
O. 教育、学習支援業	0	0.0%	0	0.0%
P. 医療、福祉	0	0.0%	0	0.0%
Q. 複合サービス事業	0	0.0%	0	0.0%
R. サービス業（他に分類されないもの）	3	13.6%	4	3.8%
S. 公務（他に分類されるものを除く）	0	0.0%	0	0.0%
T. 分類不能の産業	0	0.0%	0	0.0%
合計（D）	22		106	

②受入業種別件数

分類	事業者数（累計）		受入人数（累計）	
	社数	割合	人数	割合
A. 農業、林業	0	0.0%	0	0.0%
B. 漁業	0	0.0%	0	0.0%
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
D. 建設業	0	0.0%	0	0.0%
E. 製造業	26	78.8%	90	84.9%
F. 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	0	0.0%
G. 情報通信業	1	3.0%	2	1.9%
H. 運輸業、郵便業	0	0.0%	0	0.0%
I. 卸売業、小売業	1	3.0%	1	0.9%
J. 金融業、保険業	0	0.0%	0	0.0%
K. 不動産業、物品賃貸業	0	0.0%	0	0.0%
L. 学術研究、専門・技術サービス業	0	0.0%	0	0.0%
M. 宿泊業、飲食サービス業	1	3.0%	2	1.9%
N. 生活関連サービス業、娯楽業	2	6.1%	8	7.5%
O. 教育、学習支援業	1	3.0%	2	1.9%
P. 医療、福祉	1	3.0%	1	0.9%
Q. 複合サービス事業	0	0.0%	0	0.0%
R. サービス業（他に分類されないもの）	0	0.0%	0	0.0%
S. 公務（他に分類されるものを除く）	0	0.0%	0	0.0%
T. 分類不能の産業	0	0.0%	0	0.0%
合計（D）	33		106	

2 支給申請状況

①送 outcomes 種別件数

分類	事業者数（累計）		出向人数（累計）	
	社数	割合	人数	割合
A. 農業、林業	0	0.0%	0	0.0%
B. 漁業	0	0.0%	0	0.0%
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
D. 建設業	0	0.0%	0	0.0%
E. 製造業	38	172.7%	94	88.7%
F. 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	0	0.0%
G. 情報通信業	0	0.0%	0	0.0%
H. 運輸業、郵便業	0	0.0%	0	0.0%
I. 卸売業、小売業	0	0.0%	0	0.0%
J. 金融業、保険業	0	0.0%	0	0.0%
K. 不動産業、物品賃貸業	0	0.0%	0	0.0%
L. 学術研究、専門・技術サービス業	4	18.2%	7	6.6%
M. 宿泊業、飲食サービス業	2	9.1%	8	7.5%
N. 生活関連サービス業、娯楽業	2	9.1%	4	3.8%
O. 教育、学習支援業	0	0.0%	0	0.0%
P. 医療、福祉	0	0.0%	0	0.0%
Q. 複合サービス事業	0	0.0%	0	0.0%
R. サービス業（他に分類されないもの）	0	0.0%	0	0.0%
S. 公務（他に分類されるものを除く）	0	0.0%	0	0.0%
T. 分類不能の産業	0	0.0%	0	0.0%
合計（D）	46		113	

②受入業種別件数

分類	事業者数（累計）		受入人数（累計）	
	社数	割合	人数	割合
A. 農業、林業	0	0.0%	0	0.0%
B. 漁業	0	0.0%	0	0.0%
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
D. 建設業	0	0.0%	0	0.0%
E. 製造業	39	118.2%	98	92.5%
F. 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	0	0.0%
G. 情報通信業	0	0.0%	0	0.0%
H. 運輸業、郵便業	0	0.0%	0	0.0%
I. 卸売業、小売業	3	9.1%	3	2.8%
J. 金融業、保険業	0	0.0%	0	0.0%
K. 不動産業、物品賃貸業	0	0.0%	0	0.0%
L. 学術研究、専門・技術サービス業	0	0.0%	0	0.0%
M. 宿泊業、飲食サービス業	2	6.1%	4	3.8%
N. 生活関連サービス業、娯楽業	2	6.1%	8	7.5%
O. 教育、学習支援業	0	0.0%	0	0.0%
P. 医療、福祉	0	0.0%	0	0.0%
Q. 複合サービス事業	0	0.0%	0	0.0%
R. サービス業（他に分類されないもの）	0	0.0%	0	0.0%
S. 公務（他に分類されるものを除く）	0	0.0%	0	0.0%
T. 分類不能の産業	0	0.0%	0	0.0%
合計（D）	46		113	

報道関係者各位

令和3年11月19日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：中村 かおり

課長補佐：楠田 暁夫

(代表) 03-5253-1111(内線 5816)

(直通) 03-3502-1718

職業安定局 雇用保険課

課長：長良 健二

課長補佐：伏木 崇人

(代表) 03-5253-1111(内線 5763)

(直通) 03-3502-6771

令和4年1月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

(注) 以下は、事業主の皆様にご覧いただき、政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和4年1月～3月の具体的な助成内容は別紙をご参照ください。

令和4年4月以降の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）」に沿って、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、2月末までに改めてお知らせします。

※ 休業支援金・給付金の申請期限

休業支援金・給付金の申請期限については、令和3年9月15日にお知らせしたとおり、令和2年4月～令和3年9月の休業に係る申請期限の延長が令和3年12月末までとなっております。休業していた時期から申請までの期間が長くなると、事実確認等が困難になりますので、できる限り早期に申請してください。

(参考1) 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

コールセンター 0120-221-276 受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15

(参考3) 令和3年12月までの助成内容はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/r312cohokurei_00001.html

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

休業支援金等

		令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		令和3年 5月～12月	令和4年 1月～3月
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円

- (※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。 ※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※2) 令和3年12月までは、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。令和4年1月～3月は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前年同期比30%以上減少の全国の事業主。
なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。
- (※3) 【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
- (※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※5) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。
(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)
- (※6) 雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。